

議員提出議案第3号

山林の埋立造成行為に対し厳格な対応を求める意見書
について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定
により提出します。

令和元年12月13日 提出

提出者	橋本市議会議員	田中博晃
〃	橋本市議会議員	中本正人
〃	橋本市議会議員	石橋英和
〃	橋本市議会議員	阪本久代
〃	橋本市議会議員	森下伸吾
〃	橋本市議会議員	岡本安弘
〃	橋本市議会議員	辻本勉

山林の埋立造成行為に対し厳格な対応を求める意見書

近年、本市は京奈和自動車道の開通等により、広域的なアクセスが向上したことで、他府県からの建設残土等を利用した大規模な造成計画の問い合わせ等が増加している。

そのような状況において、本市域内に毎年県外から大量に産業廃棄物が搬入されており、自然環境の保護、生活環境の保全に重大な障害をもたらすことが懸念され、造成計画地付近の住民から、造成に伴い搬入する土砂への産業廃棄物の混入や、水源地の水質悪化及び搬入時の安全面の確保等を不安視する声が多数上がってきている。

また、実際に一部の開発地においては、林地開発許可を取得したのみをもって、住民と合意がなされないままに開発工事が行われ、市に多くの苦情が寄せられ対応に苦慮している事実もある。

よって、県においては、県民の不安を払拭すべく、防災面や環境面に配慮された事業を推進するため、下記事項にかかる措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 山林の埋め立て、並びに開発行為等を行う者に対し、地域住民の不安を払拭し理解を得るよう強く指導すること。
- 2 開発等許可後、工事着手された場合には、特に廃棄物混入土が搬入されることのないよう厳格な監視を行うこと。また、不法・違法行為が判明した場合には、原状回復させるなど毅然たる対応をすること。
- 3 森林の公益的機能を有するよう、水源涵養、森林環境等に十分配慮させるとともに、土砂の流出や崩壊、その他災害が発生しないようにすること。
- 4 森林における開発、伐採等の情報について、関係部署及び地元関係者と遺漏なきよう連絡調整を行うなど、情報共有を密にできる体制を確立するとともに、初動段階の対応を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日
橋本市議会

(提出先) 和歌山県知事